

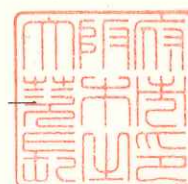
茨木市公告第 22 号

茨木市市役所前線基本計画等策定支援業務委託に係るプロポーザル公告 について

茨木市市役所前線基本計画等策定支援業務委託の委託契約について、次のとおり
公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 4 年 7 月 11 日

茨木市長 福 岡 洋



1 業務概要

- (1) 目的 市役所前線の歩行者中心の空間整備に向け、各種調査やデザイン面の検討を行うことにより、「おにクル」整備後の利用者等の安全性確保や、パーク機能としての価値向上を図る。
- (2) 業務名 茨木市市役所前線基本計画等策定支援業務委託
- (3) 業務内容 プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日まで

2 当該業務の予算額

令和 4 年度： 5, 0 9 5, 0 0 0 円（税込）

令和 5 年度： 2 3, 5 0 5, 0 0 0 円（税込）

予算額（合計）： 2 8, 6 0 0, 0 0 0 円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、同名簿に登録されていない者が参加を希望し、その者が候補者となった場合は、別添「物品等入札参加

資格審査申請書等」を提出すること。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市民会館跡地活用推進課宛に送信すること。

提出期限：令和4年7月15日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課

E-mail：atochi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 市民会館跡地活用推進課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kouji/58616.html>

(3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市企画財政部市民会館跡地活用推進課（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：令和4年7月19日（火）午後5時まで

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

5 問い合わせ先

茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課 担当 山根、末松、的場

TEL 072-655-2757（直通）

E-mail: atochi@city.ibaraki.lg.jp